工事請負契約契約条項第26条第5項(単品スライド条項)の適用について

### 1 対象案件

契約書に単品スライド条項(工事請負契約契約条項第26条第5項)が規定された 工事で、かつ残工期が2ヶ月以上ある工事

#### 2 定義

- (1) 請求日
  - 受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日とします。
- (2) 残工期
  - 請求日以降の工期までの工事期間とします。
- (3) スライド額契約変更の対象となる額

### 3 受注者の請求方法

受注者が単品スライド条項の規定により契約金額の変更を請求する場合、様式1と 各対象材料の購入価格等を証明する書類(様式2)が起工課に提出されます。

#### 4 適用対象工事

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、 次のとおり算定した変動額が契約金額の100分の1に相当する金額を超えるもの を対象とします。

変動額《鋼》=M【変更】《鋼》-M【当初】《鋼》 変動額《油》=M【変更】《油》-M【当初】《油》

- M【当初】《鋼》, M【当初】《油》
- = { p 1 × D 1 + p 2 × D 2 + · · · · · + p m × D m} × k + 消費税
- M【変更】《鋼》, M【変更】《油》
- $=\{p' 1 \times D1 + p' 2 \times D2 + \dots + p' m \times Dm\} \times k + 消費稅$
- M【変更】《鋼》, M【変更】《油》: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額
- M【当初】《鋼》, M【当初】《油》: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額
- p:設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価
- p':価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価
- D:鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量
- k : 落札率

- (2) 鋼材類又は燃料油以外であって、価格上昇要因が明確であると発注者が認めた材料については、鋼材類又は燃料油に準じます。
- (3) 請負代金の部分払をした工事の(1)に規定する「契約金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来形部分等」という。)に相応する請負代金相当額を控除した額とします。

ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の工事請負契約書契約条項第38条第3項に規定する通知の書面において、「8」の規定により、発注者又は受注者の求めに応じ、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とします。

# 5 スライド額の算出

(1) スライド額は、次のとおり算出します。

S = (M 【変更】《鋼》 - M 【当初】《鋼》) + (M 【変更】《油》 - M 【当初】《油》) - P × 5 <math>/ 1, 0 0 0

M【当初】《鋼》, M【当初】《油》

 $= \{p \mid 1 \times D \mid 1 + p \mid 2 \times D \mid 2 + \dots + p \mid m \times D \mid m \} \times k + 消費稅$ 

M【変更】《鋼》, M【変更】《油》

 $= \{p' \mid 1 \times D \mid 1 + p' \mid 2 \times D \mid 2 + \dots + p' \mid m \times D \mid m \} \times k + 消費稅$ 

S:スライド額

M【変更】《鋼》, M【変更】《油》: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M【当初】《鋼》, M【当初】《油》: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p:設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p':価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D:鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 契約金額

(2) 受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料の品目ごとに合計した金額(消費税等相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。)を算定し、これら実際の購入金額が、(1)のM【変更】《鋼》又はM【変更】《油》を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、M【変更】《鋼》又はM【変更】《油》を実際の購入金額に代えて(1)の算式によりスライド額を算出します。

- (3) 実際の購入金額が(1)のM【変更】《鋼》又はM【変更】《油》を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、「7(1)」に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、(1)のM【変更】《鋼》又はM【変更】《油》を実際の購入金額に代えて(1)の算式によりスライド額を算出します。
- (4) (2)・(3)の「実際の購入金額」は、次のとおり定めるとおりとします。
  - ア 「7」に規定する対象材料の実際の購入数量が「6」に規定する対象数量以下 である場合は、当該対象材料についての実際の購入金額。
  - イ 「7」に規定する対象材料の実際の購入数量が「6」に規定する対象数量を上回る場合は、当該対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額。
  - ウ 燃料油について、「7(5)」の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を「6」に規定する対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、「(6)イ(4)」の平均価格を乗じて得た金額。
- (5) スライド額の算定は、対象材料に係る価格の変動分について行うものであり、 材料費の変動に連動して、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行 うものではありません。
- (6) p'は次に定めるとおりとします。
  - ア 鋼材類及びその他工事材料

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格)とします。ただし、減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とします。

#### イ 燃料油

- (ア) 各対象材料を購入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とします。
- (4) 対象材料のうち、「7(5)」の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても「6」の対象数量とすることとした場合、又は減額変更する場合で発注者が有する情報では購入月ごとの購入数量が判断できない場合にあっては、(7)の規定にかか

わらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各 月における実勢価格の平均価格とします。

ウ 「ア」及び「イ(ア)」に規定する対象材料の搬入又は購入(以下「搬入等」という。)の月及び数量は、工事請負契約書契約条項第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とします。

# 6 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする(D)(以下「対象数量」という。)は、対象材料 ごとに、次に掲げる数量とします。
  - ア 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量。
  - イ 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあっては、発注者の設計数量。
  - ウ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算 において使用材料一覧として集計された数量。
  - エ その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、 契約金額が不適当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。) にあっては、当該運搬に要する燃料油の数量で客観的に確認できるもの。
- (2) 部分払いをした工事にあっては、「8」の規定により単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から部分払いの対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。
- 7 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者との協議
  - (1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき又は発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとします。
  - (2) 増額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)の規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の適用対象とはしないものとします。
  - (3) 減額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)の規定する事項を確認できない場合には、発注者が算定したスライド額を契約変更額とします。
  - (4) (1)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の

単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとします。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等をした月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入等をした場合にあっては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格)を用いてスライド額を算定することができることとします。

(5) (1)の規定にかかわらず、燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の数量、単価、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても「6」の対象数量とすることができることとします。

### 8 部分払い時の取扱い

工事請負契約書契約条項第38条第3項に基づき、部分払いのための既済部分検査に合格した旨の通知を行うにあたり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の契約金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払いの対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとします。

### 9 部分引渡し

工事請負契約書契約条項第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事について、 当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができ ません。

### 10 契約変更の時期

工期(一部竣工にあっては、当該部分に係る工期)の末に行います。ただし、契約変更後の契約金額が1億5,000万円以上となる場合には、議決が必要となりますので、別途協議することとします。

# 11 全体スライド条項の併用

工事請負契約書契約条項第26条第1項から第4項までの規定(以下「全体スライド条項」という。)を適用して契約変更を行う場合において、「4(1)」中「契約金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の契約金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価(工事請負契約書契約条項第26条第3項

の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」とし、「5(1)」中「契約金額」とあるのは「契約金額から工事請負契約書契約条項第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額(同項の基準の日以降については、0とする。)」とします。

# 12 申込み方法

工事主管部署にご相談ください。